

平成29年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 5 8 号	宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月12日
議案第 5 9 号	宝塚市営霊園永代管理料基金条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 0 号	宝塚市営霊園運営基金条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 3 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 4 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 5 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 6 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 7 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成29年 6月 7日 （議案審査）

- ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 将志 石倉 加代子 江原 和明
 大河内 茂太 北山 照昭
- ・欠席委員 大島 淡紅子

② 平成29年 6月12日 （議案審査）

- ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 将志 石倉 加代子 江原 和明
 大河内 茂太 北山 照昭
- ・欠席委員 大島 淡紅子

③ 平成29年 7月 4日 （委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 将志 石倉 加代子 江原 和明
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭

（◎は委員長、○は副委員長）

議案番号及び議案名 議案第 58 号 宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 長尾山霊園における返還区画の再貸出しを実施するに当たり、市営霊園の使用料及び管理料の額及びその取扱いを見直すほか、霊園の使用条件などについて所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし ＜質疑の概要＞ 問 1 西山霊園については、総区画数 356 の内、貸出区画数が 347 で、97.5%貸し出しをし、返還が 9 区画ある。長尾山霊園については、総区画数 7,161 の内、貸出区画数が 6,946 で、97%貸し出しをし、返還が 215 区画ある。現状でこの数字から動きはあるか。 答 1 平成 29 年度に入り、長尾山霊園に関しては 3 区画程度、返還の途中であります。 問 2 管理料の額について、宝塚市立宝塚すみれ墓苑条例においては、1 区画 3 平米未満は年額 4 千円など、基本的に 1 区画に対しての年額としている。今回の条例改正で、もともとの宝塚市営霊園条例の 1 平米当たりと金額設定している部分を改正しなかった理由は。 答 2 今回の宝塚市営霊園条例の改正は、長尾山霊園の再貸し出しを睨んだものであるが、最終的には条例を一本化したいと考えている。宝塚すみれ墓苑は、1 区画当たり 3 平米未満など幅をもっているが、実態としては、2 平米、3 平米、4 平米など区画割りになっており、1 平米当たり、墳墓がない場合は 2 千円と計算している。今後は、そのような考え方に改めていきたいと考えている。 問 3 西山霊園にも空き区画があるが、貸出予定は。 答 3 今回は、長尾山霊園のみの再貸し出しを計画している。西山霊園は、昭和 12 年に良元村がお寺に委託し、開設したもので、市制施行とともに西山霊園という現在の形となったが、使用者や区画の境界線の明示等が明確にできていないため、改めて調べてからの再貸し出しになると考えている。 問 4 西山霊園に関して、1 区画何平米のものがあるのか。1 平米が何区画、5 平米が何区画などと大体決まっているのか。ほとんどばらばらであるのか。 答 4 小さいところでは 1 平米、大きいところでは 109 平米まである。平米の大きさは、1、3、4、5、6 などと細かく分かれており、20 平米程度までは、1 平米ごとに段階があるが、20 平米以上に関しては、間が 2 平米あいていたり、5 平米あいていたり

する。例えば 109 平米の一つ下は 99 平米、その一つ下は 79 平米である。

問 5 西山霊園に関しては、使用者を把握できていない実態があり、何の管理もされていない区画がある。草が生え環境が悪くなり、西山霊園は住宅街にあるため、周辺住民からの苦情もある。市営霊園で一番よい場所にある西山霊園の整備や使用者の台帳管理をしっかりすることで、市営霊園として違った形の管理形態や販売の形態ができるのではないかと。数年前から手をつけるとのことであったが、本当に処理する予定はあるのか。

答 5 霊園使用者の承継の問題は、大きな問題であると認識している。現在、長尾山霊園の約 7 千の使用者に対して調査をしたところ、その内の 1,500 は登録していた住所におられなかったが、その内の約半分の転居先が判明したものは、再度送付済みである。残り約 700 に関しては、一つずつ調べなければならない。西山霊園に関しては、さらに古いものがあり、長尾山霊園と同時並行ですぐに手をつけるのは難しく大変であるが、いずれはしなければならないと認識している。

問 6 本来であれば西山霊園が良元村から宝塚市に移管され、公園墓地条例を制定したときに、しっかり管理するべきであった。西山霊園は面積も大きく、青葉台というよい立地で、それなりの評価や金額が出る。それが、いくつもの使用者がわからない状態で放置されているのは、民間なら許されない。担当課だけで難しいのであれば、1 年間ほどの短期間でも人をつけるなどをし、実態をつかむために整理をしたほうがいいのか。

答 6 条例で規定している以上、管理する責務がある。時間がたてばたつほど、把握が難しくなる。人をつけるのがよいのか、専門家に委託するのがよいのかなども含め、ベストな方法を検討したい。

問 7 霊園に関する考え方が時代とともに変化していく中で、今回の条例改正を行うことや、長尾山霊園についても、貸してほしいという声がある中で、いろいろと比較検討していることを、今後どのように市民に説明していくのか。

答 7 長尾山霊園待ちの方が、何人もいると聞いている。先日の宝塚すみれ墓苑の現地見学においても、そのような声を聞いた。条例制定後は、まず広報たからづかの 8 月号から 11 月号までぐらいで、価格や管理料の変更も含めて、長尾山霊園の再貸し出しについてお知らせする予定である。

問 8 広報誌など印刷物だけでは、わからないこともある。自治会の総会などで説明するなど、担当課が市民の元へ出ていき、徹底した広報をするべきでは。

答 8 現在も宝塚すみれ墓苑などは、広報誌だけでなくさまざまな媒体で紹介しており、今後も掲載できるものがあれば掲載していく。庁内で市民が集まる機会なども利用

し、チラシ配布をするなどさまざまな機会を利用していききたい。地元に入ってということも、まちづくり協議会などの会議の機会をうまく利用し周知していききたい。

問 9 宝塚すみれ墓苑に関して、今回新たに区画整備する計画の部分も含め、区画整備されていない部分は、残り何割程度であるのか。

答 9 約 3 分の 2、約 2 ヘクタール以上が未整備のままである。墓苑事業として公営企業債を借りているため、その償還が終了するまでは、さらなる投資をし、区画を整備するというよりも、現在でき上がっている区画を貸し出しするという位置づけでやっていききたい。新たに芝生を張ったり、花を植えることなどは、面積も大きく費用がかかるが、今後、何ができるかを考えていききたい。

問 10 公営企業債を活用して事業をする限りは、新たな利用や活用はできないと思う。新しく借り換えをする可能性はあるのか。

答 10 基本的に、金利が安いところに変更するなどは難しいと考えている。

問 11 使用者の申込資格に関して、市民が長年にわたり、長尾山霊園の再貸し出しを待っていたことから、平成 29 年度は市民限定とするが、貸出状況によっては、平成 30 年度以降は市外の人への貸し出しを検討するとのことだが、長尾山霊園については多くの人が住む町が見え、近距離にあるということからも、将来にわたり市民限定にするべきではないか。

答 11 長尾山霊園は 4 平米の区画が一番多く、今回の再貸し出しも 4 平米が一番多い状況である。料金を 1 平米当たり 30 万円と設定しており、4 平米を例にとると、使用料だけで 120 万円となり、それに見合う墓石を建てるとなると、結構な費用がかかり、それなりの申し込みがあるのか心配がある。しかし、貸し出しを待っているという声もたくさん聞いている。貸し出せる数もそれほど多くはないため、市民が最優先で、市民に安定的に使用してもらうのは第一だと当然考えている。平成 29 年度は、市民限定で貸し出しをして様子を見る。今後の状況によっては、市外の人への貸し出しも検討する可能性はあるが、そういった場合には改めて議会の承認を得ることなどを考えている。

問 12 管理料は結構な費用がかかり、お墓を持つことで次世代以降に永続して負担がかかるため、お墓を持つことを躊躇しているとの相談を受けるが、市にそういったことについての苦情はあるのか。

答 12 苦情という形では聞いていないが、お墓の見学会をした時に、子や孫に迷惑をかけたくないなどの相談は聞いており、霊園に関する考え方は変化していると実感している。有期限墓という形で、有期限の間はお墓として管理し、期限が到来すれば、合葬墓にお祀りし、お墓については整理するという 것도検討したい。今後も

ニーズを捉えながら、さまざまなことをやっていきたい。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第59号 宝塚市営霊園永代管理料基金条例の制定について

議案第60号 宝塚市営霊園運営基金条例の制定について

議案の概要

（議案第59号）

宝塚すみれ墓苑と市営霊園との経営の統合を前提として、現行の市営霊園管理基金の積立額を振り分けて、市営霊園の利用者が使用場所を返還することに伴い還付すべき永代管理料に要する資金に充てるための基金として市営霊園永代管理料基金を新設するため、条例を制定しようとするもの。

（議案第60号）

宝塚すみれ墓苑と市営霊園との経営の統合を前提として、現行の市営霊園管理基金の積立額を振り分けて、統合後の霊園全体の運営に要する資金に充てるための基金として市営霊園運営基金を新設するため、条例を制定しようとするもの。

論 点 霊園事業のあり方について

<質疑の概要>

問1 現在の宝塚市営霊園管理基金約4億4,890万円を、宝塚市営霊園永代管理基金1,021万2千円と宝塚市営霊園運営基金約4億3,868万8千円に分け、宝塚市営霊園管理基金については、毎年度霊園事業の決算の後に黒字の場合は積み立て、赤字の場合は基金を取り崩すということだが、この霊園事業の決算とは、長尾山霊園、西山霊園、宝塚すみれ墓苑の3園の事業ということか。また、3霊園一本化するとすると、新たな特別会計を設置することになるのか。

答1 霊園事業の決算については3霊園の決算と考えており、平成30年4月から3霊園の一本化を予定している。宝塚すみれ墓苑事業については、二十数億円程公営企業債の残高があり、償還までは収支を明らかにするよう県から指導されているため特別会計としている。そのため長尾山霊園と西山霊園を特別会計に統合し、新たな特別会計を設置して一本化することを考えている。

問2 宝塚市営霊園管理基金をすべて取り崩した後は、一般会計から繰り入れを行うことになるのか。

答2 毎年1億円程度取り崩しする見込みで、事業見込みを計算し直したものの約半分である50区画を年間に貸し出せるものとし、そのうちの20区画程度は長尾山霊園の貸し出しができるものと考えている。それらの使用料収入が入るため、平成35年度までは基金を取り崩しながら運営できると予測している。平成36年度からは一般会計から繰り入れる見込みである。

問 3 現在、宝塚すみれ墓苑に合葬墓の建設を計画しているが、宝塚市立宝塚すみれ墓苑条例には合葬墓の規定がない。条例改正はいつ行うのか。また、建設される合葬墓とはどのようなものになるのか。

答 3 条例改正は 12 月定例会に提案しようと考えており、来年度から合葬墓の貸し出しができるように考えている。また、合葬墓については、地上部はモニュメントのようなもので、地下に 2 層構造の施設とし、上層部分には個別安置とし、骨壺のまま一定期間安置する。一定期間が経過した後、下層部分ですべての遺骨を一体的に安置するものを想定している。3 千体安置できる規模であり、そのうち 600 体は個別安置できるものである。安置される部屋の内部については観ることはできない。

問 4 3 霊園統合の効果について、各霊園の役割分担を行うことにより、それぞれの特徴を出し、多様な市民ニーズに対応するとのことであるが、具体的にはどのようなことをするのか。

答 4 西山霊園と長尾山霊園は従来型の霊園とし、宝塚すみれ墓苑は新しい墓苑として運営していく。墓地のニーズについては常に変化していくため、定期的にニーズ調査を実施し、できることを実施していく。

問 5 今回の統合により宝塚すみれ墓苑の経営破綻を防止し、3 霊園の安定的かつ継続的な運営が可能となるとのことだが、その 3 霊園統合の効果でそのように言えるのか。平成 30 年に資金ショートする予定だったのが、基金を活用し、結局平成 36 年にはお金が無くなるということで、一時的な経営破綻防止対策ではないのか。霊園ニーズの変化もあり、今後は、もっと厳しくなるのではないのか。

答 5 霊園事業については、法律でも地方自治体が運営していくとなっている。当初宝塚すみれ墓苑については独立採算で、収支均衡で運営していくとしていたが、需要が計画どおりにならず、資金ショートを招くということで、一般財源を入れていただき、市の大きな事業の一つとして、税金も投入し継続して運営していく。宝塚すみれ墓苑については、公営企業債の償還が終われば管理費の収入があり経営は安定する。長尾山霊園についても、再貸し出しすることで少しずつ改善していく。そういうことで、市が責任を持って安定的かつ継続的に運営していく素地ができると認識している。

問 6 現在、長尾山霊園と西山霊園の維持管理に対して、一般会計から支出している金額はいくらか。また、維持管理費を抑えることが重要であるが、両霊園の維持管理計画はあるのか。

答 6 1 年間で、長尾山霊園に 2,300 万円から 2,400 万円、西山霊園に 260 万円程度を支出しており、今後も、毎年同程度の金額が維持管理に必要となる。両霊園とも

開園から相当の年数がたっており、特に長尾山霊園については、道路や階段などの改修も必要であり、投資的経費の投入が必要な時期が来ている。できるだけ維持管理費の削減は考えていかないといけないが、適正な維持管理は必要であり、一定の費用は必要である。現在のところ明確な管理計画は策定していないが、3霊園を一本化する際に具体化したいと考えている。	
問7 6月10日、11日に宝塚すみれ墓苑の説明会を実施しているが、多くの参加者があったのか。また、その参加者はどのような情報を見て参加したのか。	
答7 5月に第1回目の説明会をし、6月に2回目の説明会を行った。その結果、本年度になって29件の申し込みがあった。6月の説明会では、20組46人の参加があり2件の申し込みがあった。市外の参加者の多くは各市の広報誌に掲載している情報を見て参加しており、市内の参加者についても市広報やチラシを見て参加した人が多いと認識している。	
問8 最近では、墓参りが困難、墓守がいない、経済的負担の3つを理由に、墓探しより墓じまいという言葉が多く使われるようになってきている。その解決には期限を設定してお墓を貸し出す有期限墓が有効であり、早期に実施すべきだと思う。市としても有期限墓として貸し出す考えはあるようだが、いつごろから開始する予定か。	
答8 現在のところ、まずは合葬墓から取り組もうと考えており、有期限墓についての開始時期の見込みはたっていない。現在、宝塚すみれ墓苑の空き区画が700ほどあるが、小さな区画のニーズが高いため、その改善を一部行っていきたいと考えており、その中で、有期限墓についても研究していきたいと考えている。今の意見を参考に早期にできるよう検討したい。	
自由討議	なし
討 論 (賛成討論)	
討論1	横浜市や相模原市では墓苑事業に指定管理者制度を導入している。本市では、市が行うものという概念があるようだが、いろいろな制度が使えると思われる。基金があるうちにしっかり研究して、赤字を減らす努力をしていただきたい。
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

- 議案第 63 号 市道路線の認定について
- 議案第 64 号 市道路線の認定について
- 議案第 65 号 市道路線の認定について
- 議案第 66 号 市道路線の認定について
- 議案第 67 号 市道路線の認定について

議案の概要

（議案第 63 号～議案第 66 号）

都市計画法に基づく土地の帰属に伴う管理引継により、新規認定をしようとするもの。

（議案第 67 号）

管理者事業による市道整備により、新規認定をしようとするもの。

論 点 認定の妥当性について

<質疑の概要>

（議案第 65 号について）

問 1 この道路はドーナツ状で住宅地内を一周ぐるっと回っているが、このような道路の起点と終点の考え方は。また、この道路の資料図面だけが他と異なっているのはなぜか。

答 1 このような道路の場合は、既設道路との接続点を起点とし、交差点については、車が通行しやすい方向と同じく、鈍角側の方向に進むことを内規により定めている。この道路の場合は、交差点を左折して一周回り、元の道路に戻る交差点部分が終点となる。資料の図面はこれまでの委員会でも、できるだけ簡素なものという指摘等もあり、現状のような図面を提出しているが、業者から提出された引継図面を基に作成しており、元の図面の違いにより異なっている。今後はできるだけ統一した図面を用意していきたい。

（議案第 67 号について）

問 2 議案第 67 号の路線は、山手台と中筋山手をつなぐ通称あじさいロードと呼ばれる、上下水道局の管理用通路であったものであり、昨年、整備完了したが、森の中を通る暗い道路である。照明やカメラの設置はされたのか。また、事故や痴漢等の報告はないか。

答 2 平成 27 年度に整備工事をし、路線延長 468.6 メートルに対し、街路灯を 23 カ所に設置しており、概ね 20 メートルごとに 1 カ所設置している。また、平成 28 年 4 月 1 日から開放しているが、大きな事故や不審者情報については報告はない。なお、防犯カメラについては設置していないが、この道路については、市民から

の要望もいろいろあり、熱心に議論していただいたこともあることから、道路アドプト制度を利用し、地域と連帯して啓発活動を実施することなどによる、ソフト面での安全対策を軸として管理する方向で、現在、地元と調整中である。

問 3 路線区間の中ほどに公園のようになっていて、小さな子どもを連れた親子が遊んでいるのをよく見かけるが、付近には深い側溝もあり危険である。安全対策についてどう考えているか。

答 3 特に深い側溝については、既にふたがけをしている。この場所は公園の所管する山林であるが、現在、地域の方々が管理することにより、草木が生い茂らない状態であり、子どもでも入りやすくなっている。人が入らないような対策をするだけでなく、利用できるようにする視点も持ちながら地元と協議していきたい。

問 4 1 年 3 カ月ほど開放したとのことだが、この道路の利用者は何人ぐらいいるのか。また夜間の利用者はあるか。

答 4 中学生の通学路としての利用が中心であり、山手台中学校からの報告では、中学生の通学が、昨年 102 人であったものが、本年は 123 人に増加。また、地域の利用者 30 人程度が往復している。市でも計測したが、6 時から 19 時 30 分までで中筋山手から山手台方面に 139 人、山手台から中筋山手方面に 137 人の合計 276 人であった。19 時 30 分以降は計測していないため夜間の利用は把握していない。

問 5 公園アドプト制度は定着してきているが、道路アドプト制度とはどのようなものなのか。要綱等はあるのか。また、地元と協定を結んだということだが、どのような内容なのか。

答 5 本年 2 件の道路アドプトを実施しようとしており、現在要綱を定めておらず、試行錯誤の段階である。道路アドプト制度として、どのような内容で合意書を結ぶかについても、これからも研究していきたいと考えている。この道路については、もともと地元のまちづくり協議会と協力して管理していくことを協議しており、清掃美化、除草、植栽管理をすることや、年 3 回活動すること、事故等について市に報告すること、管理上の意見をいただくことなどについて、5 月 26 日に合意書を結んでいる。

問 6 この道路を夜間利用することには心配がある。市道認定した後で、通行時間の制限はできるのか。

答 6 市道認定するということは、不特定多数の方が常時通っていただくことが大前提になるが、夜間ほとんど利用者がなく、防犯上の観点からということであれば、将来的に制限することも視野に検討していくことは可能と考える。

問 7 市道認定する土地については、通常寄附を受けるなどして、市の所有となるが、この道路の場合どのようなになるか。 答 7 市道路線の認定・廃止基準に基づき、平成 29 年 3 月 24 日付で上下水道事業管理者と道路管理者間で土地使用貸借契約を締結している。 問 8 車両の通行はできないとのことであるが、議案の中にそのことは記載されていない。記載する必要はないのか。 答 8 議案としての市道認定は、起点と終点及び重要な経過地のみで、線での指定ではない。面での指定は道路区域で定めることになり、そうすることで法的な処分ができるようになる。一般に国道や県道は道路認定の後に道路区域を定め、工事を行うことが望ましいとされているが、市道の場合は開発道路等があり、先に道路区域を定めると法的な制限がかかり、後から中止できないなど支障があるため、整備後に道路区域を定めている。制限事項を議案等に記載することについては、参考として記載することが可能かを検討したい。	
自由討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果 議案第 6 3 号 可決（全員一致） 議案第 6 4 号 可決（全員一致） 議案第 6 5 号 可決（全員一致） 議案第 6 6 号 可決（全員一致） 議案第 6 7 号 可決（全員一致）	

